

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処分庁 尼崎市長

審査請求人が令和4年8月19日にした、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和4年7月20日付けの審査請求人に対する公文書部分開示決定処分についての審査請求（令和4年度審査請求第3号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る令和4年7月20日付けの公文書部分開示決定処分において不開示とされた部分のうち、「事業所への対応」部分について開示とする。

事案の概要

- 1 審査請求人の母は、要介護1の要介護認定を受け、介護事業者（以下「本件介護事業者」という。）の訪問介護サービスを利用していた。
- 2 令和4年1月7日、審査請求人の母が居宅内で転倒により負傷し、病院に救急搬送され、低体温症、脊椎圧迫骨折等のため入院した。
- 3 審査請求人は、同年6月3日付け「介護サービス事業者等への指導監督要望について」（以下「本件要望書」という。）との文書を同日に処分庁へ提出し、本件介護事業者の対応に瑕疵があれば、嚴重に指導し、その結果についての報告を要望した。
- 4 審査請求人は、令和4年7月6日、尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号。以下「条例」という。）第12条第2項及び第13条の規定に基づき、処分庁に対し、同日付けの保有個人情報開示請求書を提出して、処分庁が保有する本件要望書に記載した事案につき、その調査結果及び指導監督を実施した内容を記載した公文書（以下「本件開示請求文書」という。）の開示の請求を行った。
- 5 処分庁は、本件開示請求文書として、令和4年6月23日、本件介護事業者より聞き取りを行った対応記録（本件介護事業者との面談について（市作成分）、契約書、重要事項説明書、サービス提供記録、サービス担当者会議の要点、利用者基本情報及び

訪問看護報告書)を開示した。

処分庁は、本件開示請求文書に記載された情報のうち、開示請求者以外の氏名・印影及び職員名については、条例第14条第3号に掲げる個人情報に該当、法人の印影については条例第14条第4号アに掲げる法人情報に該当、指導内容については、条例第14条第7号に掲げる事務事業情報(以下「本件事務事業情報」という。)に該当するものとして、不開示情報と判断し、当該不開示情報部分以外を開示する旨の決定(以下「本件処分」という。)を行い、保有個人情報部分開示決定通知書(令和4年7月20日付け尼法指第578号-2)により審査請求人に通知するとともに、令和4年7月26日、本件開示請求文書として特定した文書の写しを審査請求人に交付した。

- 6 審査請求人は、令和4年8月19日、本件処分において部分開示とされた本件開示請求文書における本件介護事業者との面談について(市作成分)のうち、本件事務事業情報の開示を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求において、審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由は、次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分において部分開示とされた本件開示請求文書における、本件介護事業者との面談について(市作成分)のうち、本件事務事業情報の開示を求めている。

(2) 理由

審査請求人が、条例第14条第7号本文該当性について審査請求書において述べている審査請求の理由は、次のように要約される。

ア 監査該当性について

本件事案は、監査等に該当しない。

イ 業務の支障について

本件事案の当事者は、すでに他市の施設に入所しており、かつ請求人自身も他市に居住する一般市民であり、当市の介護業界とは何ら接点を持っていない。そのため、指導内容が請求人に開示されても、尼崎市の担当課の業務が適切に遂行される上で、何ら支障となるものではない。

また、行政指導が外部に公表を予定されていないとはいえない。そのため、そのことを理由として、条例第14条第7号に該当するとはいえない。

2 処分庁の主張

処分庁が、令和4年9月26日付け弁明書(以下「弁明書」という。)及び令和4年11月17日付け再弁明書(以下「再弁明書」という。)で主張している内容は、次のように要約される。

(1) 監査について

本件事案においては、監査的見地から事務又は業務の執行を検査し、その成否を調べたものであり、監査に該当するものである。

(2) 業務の支障について

指導内容を含む事業者への対応が開示されることになった場合、事業者が率直に事情を述べることをためらう蓋然性が高くなり、実施機関が事業者の業務内容等に関して正確な事実を把握できず、事業者に対して必要な指導助言を行うことが困難になり、このような事態が生じることで指導業務が適切に遂行される上で支障となる。また、監査の具体的手法や指導等の判断基準等が明らかになる可能性があり、脱法的な行為が助長される恐れもあるため、指導業務が適正に遂行される上で支障となるものである。さらに、行政指導が外部に公表を予定されていないことから、行政指導が開示されると業務の支障が生じるといえる。

理 由

1 条例第14条第7号該当性について

(1) 条文の条項及び規範について

条例第14条第7号は、尼崎市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、類型化して開示義務の対象外としている。そして、同号アにおいて、その類型化された事務又は事業として、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれを挙げている。

(2) 条例第14条第7号アにいう「監査」とは、監察的見地から、事務若しくは業務の執行又は財産の状況を検査し、その正否を調べることをいう。また、同号にいう「適正」という要件を判断にするに際しては、開示のもたらす支障だけではなく、開示のもたらす利益も比較考慮しなければならない。この「開示のもたらす利益」としては、開示請求者が実施機関による対応をしたのかを把握することにより今後行政に適切な対応を求めるとともに行政の監査への適正を担保するという利益も考えられる。次に、同号にいう「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であるとともに、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要である。

2 監査について

介護保険法（平成9年法律第123号）第23条によれば、市町村は、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができるとして、事実確認等のために保険給付に係る各種サービスを担当する者に対し、事情聴取を行うことができる旨規定している。同条は、事情聴取を行うことを規定したものであるが、単に、事情聴取をするにとどまらず、聴取した

情報をもとに保険給付に係る各種サービスを担当する者に対して、行政指導をすることも予定した規定となっている。本件においても、処分庁である尼崎市が、本件介護事業者に対し、業務の執行の状況の聞き取りを行い、その業務の執行の適正さを調べるものであるから、「監査」に当たる。

3 支障及びおそれについて

(1) 行政指導の内容であることについて

事務又は事業の適正な遂行に「支障を及ぼすおそれ」については、上記のとおり実質的に考慮するものである。そのため、開示請求の対象となる情報が、行政指導の内容であるからといって、そのこと自体で、業務に支障を及ぼすということはできない。その点で、処分庁の主張には理由がない。

(2) 「支障を及ぼすおそれ」が法的保護に値する蓋然性があるといえるかについて

確かに、処分庁が弁明書にて主張するとおり、一般的に、事業者への対応が開示されるのであれば、事業者が処分庁である尼崎市に正確な情報を提供することにためらい、処分庁である尼崎市が事業者の業務内容を正確に把握することも困難となる可能性はある。また、そのような状況のもとでは、処分庁である尼崎市が、将来的に事業者に対して、必要な指導、助言を行うことが困難となることもありうる。さらに、事業者への対応が開示されれば、監査の具体的手法や指導の判断基準が明らかになる可能性もある。しかし、この点本件についてみるに、処分庁は、弁明書及び再弁明書にて、本件不開示部分が開示されることによって、どのような「支障」が生じるものであるのかについて、本件の不開示部分についての、どの部分が監査の具体的手法や指導等の判断基準等に当たるのか、といった具体的な主張をしていないことから、本件不開示部分については開示することによる「支障」が実質的ということとはできず、また、「おそれ」についても同様に抽象的にすぎず、それが生じる蓋然性があるとまではいえない。

以上より、本件処分において不開示とされた部分（本件事務事業情報に限る。）については、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が認められない。

4 結論

以上のとおり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件審査請求には理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和5年12月19日

審査庁 尼崎市長 松本 眞